

岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託仕様書

1 委託業務名

岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託

2 業務場所

岐阜市長が指定する場所

3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務委託の目的

民間事業者の技術及び経験を積極的に活用することにより、岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金の未収金回収業務の適正化を図り利用者間の公平性を確保するとともに、返済が困難な利用者に対する相談体制の強化を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) 委託する業務については、次のとおりとする。

①未収金の催告及び収納業務

- (ア) 対象債権の借受人（連帯借受人を含む）及び連帯保証人（以下「債務者」という。）に対する文書及び電話による催告及び交渉。
- (イ) 債務者宅の訪問。（必ずしも債務者全員を訪問する必要はない。訪問が必要かどうかは受注者に一任する。）
- (ウ) 債務者からの未収金の回収。

②納付相談業務

- (ア) 債務者の状況に応じた分納計画の作成支援及び生活再建への助言。
- (イ) 分納誓約書の締結及び分割納付の履行管理。ただし、契約期間を超える分納誓約を結ぶ際は、発注者の承認を得ること。

③未収金回収業務に係る債務者に関する調査業務

- (ア) 居所不明者の居所把握、現地調査及び相続人調査。
- (イ) 必要に応じて債務者に対する訪問等による状況把握。

④収納した未収金の払込業務

- (ア) 回収した未収金は、未収金の内容を発注者に報告後、翌月の25日までに発注者に着金するよう、指定する納付書により払い込むこ

と。

ただし、3月については3月末日までに着金できるよう払い込み、それ以降に回収した未収金がある場合は、上記と同様に払い込むこと。

なお、払い込みを行う際に手数料が発生する場合は受注者が負担すること。

(イ) 契約期間終了後に回収した未収金がある場合は、直ちに発注者に報告のうえ、上記(ア)の方法により払い込むこと。この場合の委託料及び払込手数料は支払わない。

ただし、継続して契約した場合には、この限りではない。

(ウ) 上記(ア)については、プロポーザル終了後、受注者と発注者の協議により変更することもある。

⑤委託業務実施報告業務（報告書の作成）

(ア) 定期報告

月末時点において、債務者ごとの①～③の対応状況を委託料の請求書と合わせて翌月10日（当該日が土、日曜日又は祝日の場合は前日）までに発注者へ報告すること。（ただし、3月においては、3月31日までに報告すること。）また、その他必要な事項については適時報告することとする。

(イ) 随時報告

債務者等とのトラブル、苦情等の発生の場合は、随時発注者へ報告すること。

⑥委託債権の回収不能事案の報告業務

上記①～③を実施しても、回収不能であることが明らかな事案については、証拠資料、調査記録及び生活再建への助言等に関する経過記録等を添付し、事案ごとの回収不能報告書を発注者に提出すること。

(2) 委託する債権

委託する債権は、令和5年度末における過年度債権であり、次の①～⑤を除く債権及び発注者が委託することが適当と判断した債権とする。

委託後①～⑤に該当することとなった債権は、委託債権から除外する。

- ①訴訟等の法的措置を実施している債権
- ②免責となった債務者に係る債権
- ③分割納付中又は支払方法等について相談中の債権
- ④違約金

⑤その他発注者で督促・回収を行うと判断した債権

(3) 提供する情報等

委託業務を遂行するにあたり発注者が提供する個人情報の範囲は、委託契約書締結時において把握しているものとし、その内容は下記のとおりとする。

①債務者の基本情報

氏名（漢字・カナ）、住所、電話番号、未収額、貸付種別

②その他本業務を行う上で必要となる情報

業務開始前に、発注者と十分な打合せを行うこと。

6 委託料について

(1) 「5 業務内容(1)」の①～⑤については、発注者が委託した債権のうち、受注者が回収した金額に成功報酬の割合（成功報酬率）を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた成功報酬額を支払うものとする。

なお、受注者の口座に一旦入金することとした場合には、発注者が発行する納入通知書に記載されている金融機関にて納入することとする。

(2) 「5 業務内容(1)」に示した業務内容のほか、必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含んだものとする。

7 契約解除及び違約金の支払い

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、そのために受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

①本仕様書の条項に違反したとき

②故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき

③正当な理由なく期限までに契約を履行する見込みがないと認められるとき

④契約解除の申立をしたとき

(2) 前項の規定により契約が解除された場合、受注者は発注者が契約解除と認めた日から30日以内に違約金として、委託した債権の総額に手数料率を乗じた額の10分の1に相当する額を支払わなくてはならない。損害額が委託した債権の総額に手数料率を乗じた額の10分の1に相当する額を超えた場合は

その実費分とする。ただし、受注者の過失により発注者に損害を与えた場合は「8 損害賠償」の定めるところによる。

8 損害賠償

受注者は、過失により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。損害の隠蔽に該当する事案が発生した場合、発注者の判断により、契約解除及び違約金の支払いを受注者に求めることができる。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者は発注者と十分協議して、決定するものとする。
- (2) 本仕様書の内容については、プロポーザルの内容により受注者と発注者の協議により変更することもある。
- (3) 委託する業務を他の業者に一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受注者は、本委託業務で知り得た内容については、「個人情報の保護に関する法律」及び「岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切な管理を行い、委託期間中および委託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。